

## 足立区総合交通計画改定協議会名簿

区分	団体名	役職	氏名
学識経験者	東京理科大学	教授	内山 久雄
学識経験者	東洋大学	教授	岡村 敏之
学識経験者	筑波大学	准教授	谷口 綾子
関係団体	足立区障害者団体連合会	役員	原 則子
関係団体	足立区老人クラブ連合会	副会長	野村 英夫
関係団体	足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会		飯田 今日子
関係団体	足立区まちづくり推進委員会		原口 秀子
交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社	総務部企画室副課長	村上 基宏
交通事業者	首都圏新都市鉄道株式会社	経営企画部推進役兼 経営戦略課課長（地域政策担当）	工藤 真紀
交通事業者	東京地下鉄株式会社	渉外・工事調整担当課長	木津 和久
交通事業者	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部計画管理部課長	小瀧 正和
交通事業者	京成電鉄株式会社	鉄道本部計画管理部計画担当課長	石井 貴史
交通事業者	東京都 交通局 電車部	ICカード担当課長	吉浦 宏美
交通事業者	東京都 交通局 自動車部	計画課長	和田 明
交通事業者	国際興業株式会社	運輸事業部担当部長	木部 康久
交通事業者	東武バスセントラル株式会社	運輸統括部業務課長	深津 光市
交通事業者	京成バス株式会社	営業部長	上田 浩一
交通事業者	日立自動車交通株式会社	バス事業部副部長	西窪 裕光
交通事業者	朝日自動車株式会社	常務取締役	高橋 直樹
交通事業者	株式会社新日本観光自動車	代表取締役	佐久間 洋行
交通事業者	一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会	足立支部支部長	樽澤 正人
行政機関	警視庁 交通部	交通規制課 都市交通管理室長	椎名 啓雄
行政機関	警視庁千住警察署	交通課長	鈴木 哲志
行政機関	警視庁西新井警察署	交通課長	神之田 祐二
行政機関	警視庁竹の塚警察署	交通課長	伊東 潤一
行政機関	警視庁綾瀬警察署	交通課長	原田 靖彦
行政機関	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送担当）	柳瀬 光輝
行政機関	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所	交通対策課長	三條 憲一
行政機関	東京都都市整備局都市基盤部	交通企画課長	谷崎 馨一
行政機関	東京都建設局第六建設事務所	副所長兼工事課長	小池 進
区議会議員	足立区議会		鈴木 あきら
区議会議員	足立区議会		新井 ひでお
区議会議員	足立区議会		くぼた 美幸
区議会議員	足立区議会		はたの 昭彦
区議会議員	足立区議会		長澤 興祐
公募委員			松場 孝一
公募委員			志自岐 亜都子
公募委員			鈴木 真理子
公募委員			中島 晃一郎
公募委員			廣瀬 均
区職員(幹事)	政策経営部	部長	工藤 信
区職員(幹事)	福祉部	部長	川口 真澄
区職員(幹事)	環境部	部長	三橋 雄彦
区職員(幹事)	都市建設部	部長	大山 日出夫
区職員(幹事)	道路整備室	室長	増田 治行
事務局	交通対策課		

## 足立区総合交通計画改定協議会設置条例

## (設置)

第1条 足立区総合交通計画(以下「計画」という。)の改定について必要な事項を調査審議し、区内公共交通の更なる利便性向上を図るため、区長の附属機関として足立区総合交通計画改定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、計画の改定に関し必要な事項を調査審議し、区長に答申する。

## (組織)

第3条 協議会は、前条に規定する調査審議に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員40人以内で組織する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、調査審議が終了する日までとする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第7条 協議会は、個別具体的な検討を行うため、部会を置くことができる。

## (幹事)

第8条 協議会に、区長が任命する幹事を若干名置く。

2 幹事は、会長の命を受け、協議会が行う調査審議を補佐する。

## (会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

## (守秘義務)

第10条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

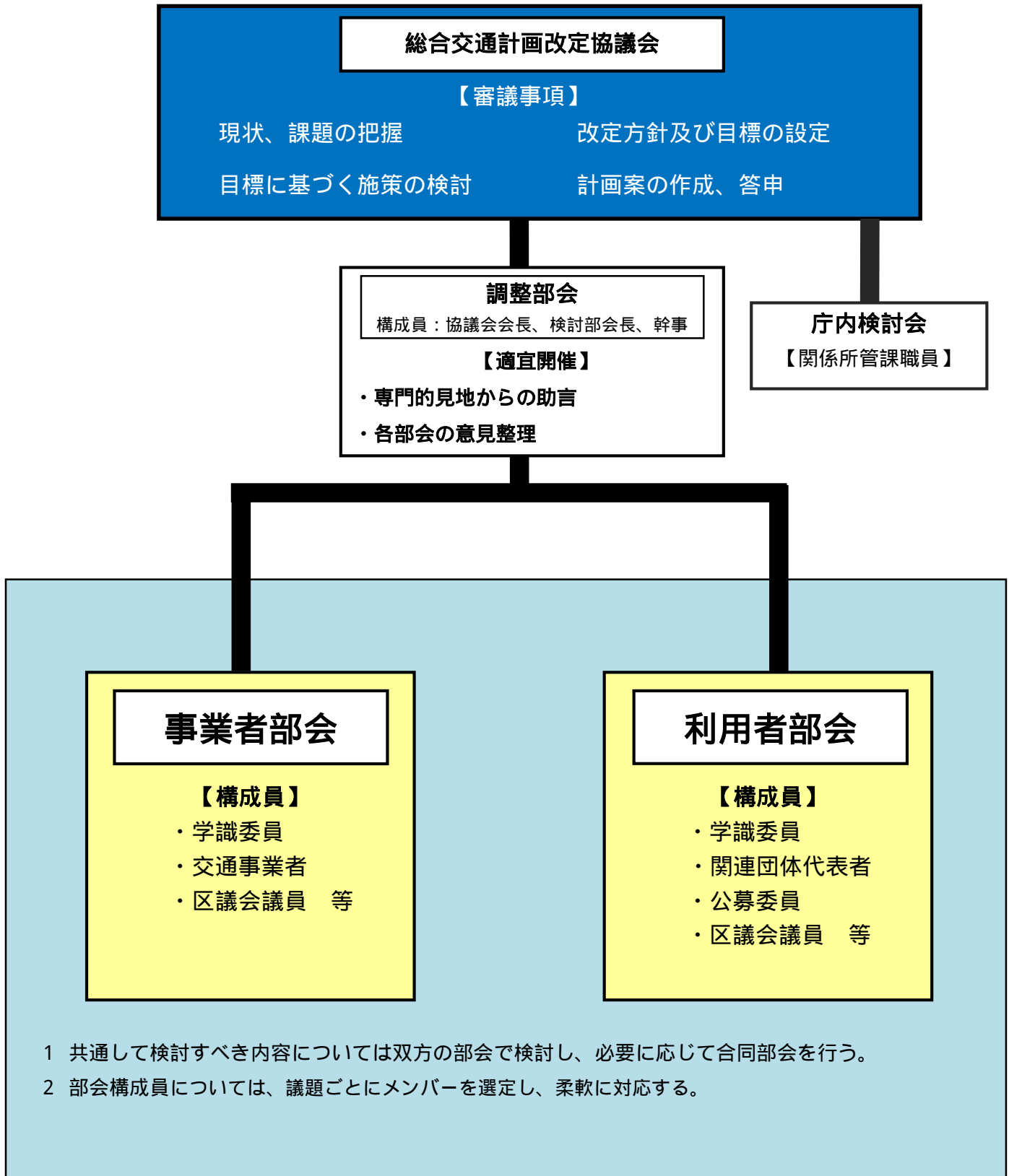
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

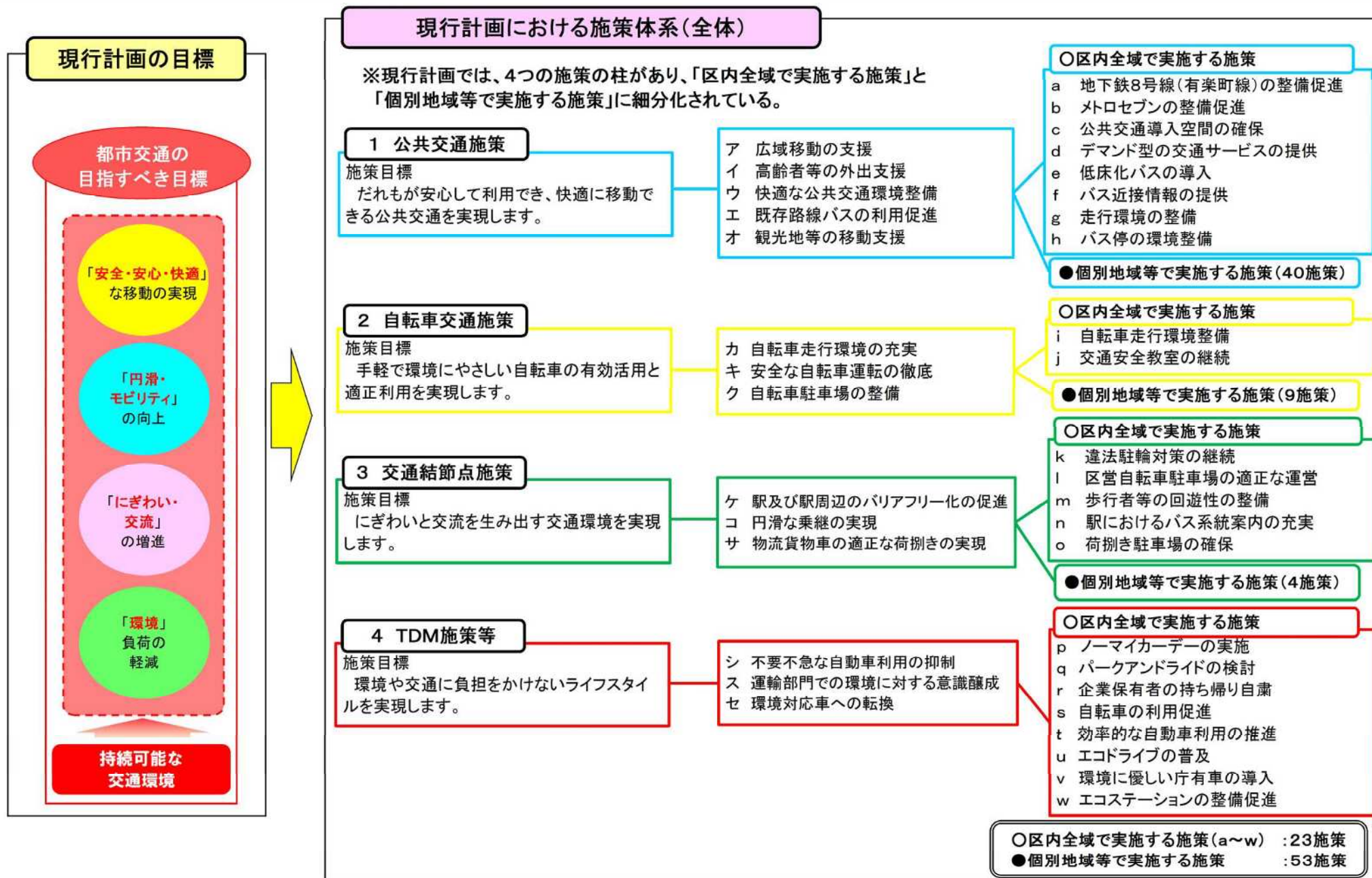
2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区総合交通計画改定協議会	日額 7,000円
----------------	-----------

## 計画改定の検討体制（案）





# 現行の足立区総合交通計画の交通施策体系について【その2:実施状況】

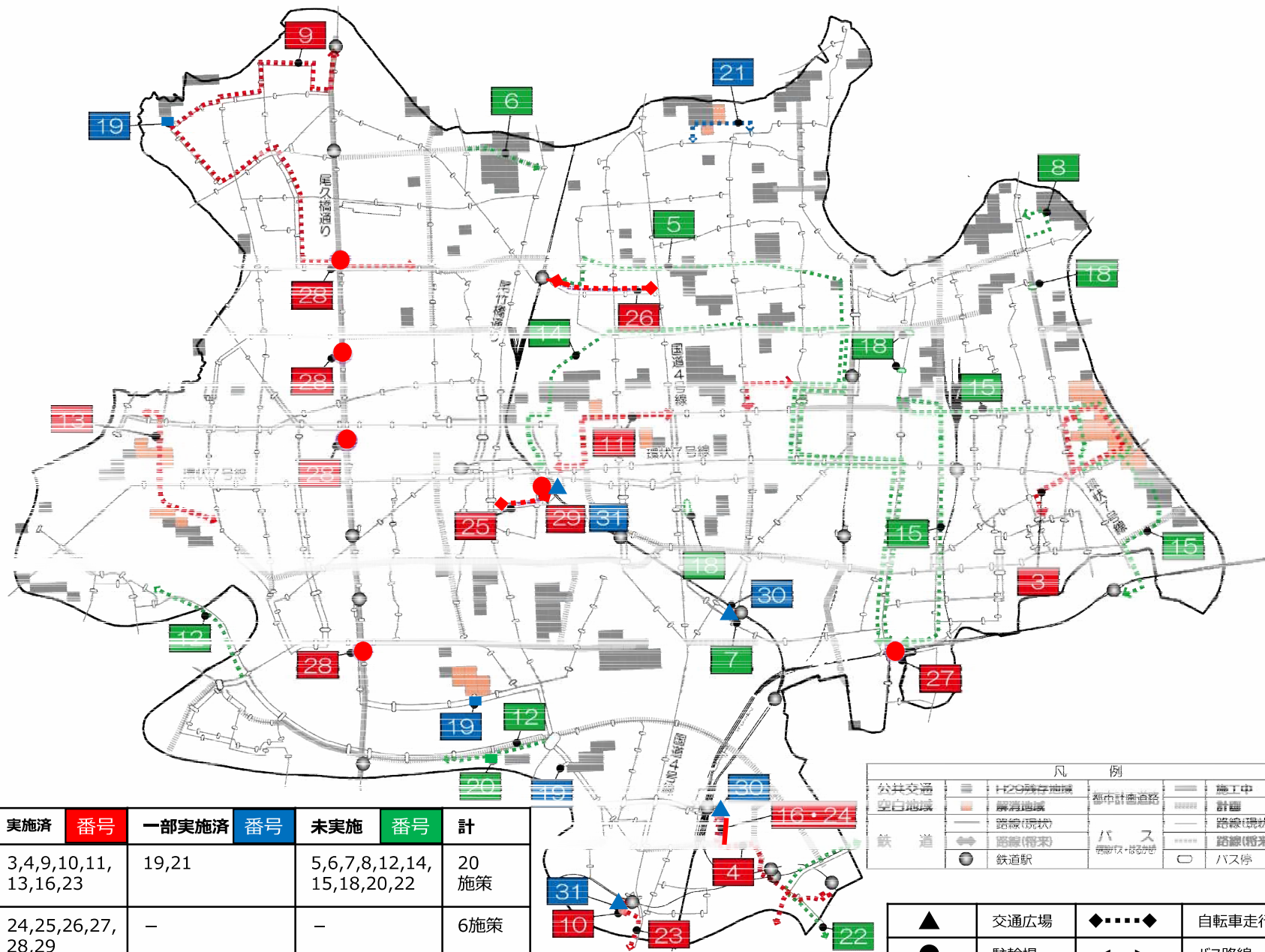
区分	項目	施策内容			実施状況			
		①区内全域で実施する施策 (23施策)	②個別地域等で実施する施策 (53施策)			分類	コメント	
			短期 (概ね5年) ※P4参照	中期 (概ね10年) ※P5参照	長期 (概ね20年) ※P6参照			
(1) 公共交通 施策	ア 広域移動の支援	a 地下鉄8号線 (有楽町線) の整備促進	2 地下鉄8号線 (有楽町線) の整備促進			実施継続中	H28.4交通政策審議会答申において、「8号線 (押上～野田市ほか) の延伸」が位置づけられた。	
		b メトロセブンの整備促進	1 メトロセブンの整備促進			実施継続中	H28.4交通政策審議会答申において、「メトロセブンの新設」が位置づけられた。	
	イ 高齢者等の外出支援	c 公共交通導入空間の確保 (都市計画道路の整備)				実施継続中	整備率が79.8%(H24)から81.7%(H28)に上昇した。	
		d デマンド型の交通サービスの提供				実施検討中	新たな交通サービス導入の検討中(花畑地区)	
			3 ルート見直し・路線バス (大谷田一丁目)				実施済	
				32 ルート見直し・路線バス (江北～北千住)			未実施	短期施策実施後に検討
				33 ルート見直し・路線バス (舎人～竹ノ塚)			未実施	短期施策実施後に検討
					44 ルート見直し・路線バス (神明南)		未実施	短期・中期施策実施後に検討
			4 ルート新設・路線バス (北千住東口)				実施済	
			5 ルート新設・路線バス (保木間二、三丁目)				未実施	空白地域居住者が利用する路線バスと同等の運行便数をまかなう運賃収入は望めない。
			6 ルート新設・路線バス (東伊興四丁目)				未実施	路線バスと同等の運行便数をまかなう運賃収入を望めるが、道路改修が必要。
					45 ルート新設・路線バス (西伊興一丁目)		未実施	短期・中期施策実施後に検討
			7 ルート見直し・はるかぜ (五反野駅)				未実施	現在、平成29年度末の供用予定で五反野駅交通広場を整備中。
			8 ルート見直し・はるかぜ (六木三丁目)				未実施	付近に幼稚園等があり、バスを運行するには安全上の問題がある。
			9 ルート見直し・はるかぜ (見沼代親水公園駅)				実施済	
			10 ルート見直し・はるかぜ (千住大橋駅)				実施済	
			11 ルート見直し・はるかぜ (西新井～六町)				実施済	
			12 ルート見直し・はるかぜ (新田一丁目)				未実施	延伸対象となるはるかぜ8号と同等の運賃収入が見込めるが、実施に至っていない。
			13 ルート見直し・はるかぜ (博慈会)				実施済	
					46 ルート見直し・はるかぜ (六木四丁目)		未実施	短期・中期施策実施後に検討
					47 ルート見直し・はるかぜ (興野)		未実施	短期・中期施策実施後に検討
			14 ルート新設・はるかぜ (六月二、三丁目)				未実施	空白地域居住者が利用する路線バスと同等の運行便数をまかなう運賃収入は望めない。
			15 ルート新設・はるかぜ (谷中、大谷田)				未実施	空白地域居住者が利用する路線バスと同等の運行便数をまかなう運賃収入は望めない。
				34 ルート新設・はるかぜ (六木、佐野、大谷田)			未実施	短期施策実施後に検討
			16 バスルートを担う道路の整備 (区画12号)				実施済	
			35 バスルートを担う道路の整備 (補助136号)			未実施	現在、東京都で道路整備中。	
			36 バスルートを担う道路の整備 (補助261号)			未実施	現在、東京都で道路整備中。	
			37 バスルートを担う道路の整備 (区画8号)			未実施	道路未整備のため。	
			38 バスルートを担う道路の整備 (区画14号)			未実施	現在、道路整備中。	
		39 バスルートを担う道路の整備 (佐野六木区画整理)			未実施	現在、道路整備中。		
			48 バスルートを担う道路の整備 (六木)		未実施	道路未整備のため。		
			49 バスルートを担う道路の整備 (補助109号)		未実施	道路未整備のため。		
			50 バスルートを担う道路の整備 (補助259号)		未実施	道路未整備のため。		
			51 バスルートを担う道路の整備 (補助138号)		未実施	現在、道路整備中。		
			52 バスルートを担う道路の整備 (補助250号)		未実施	道路未整備のため。		
		17 バスルートを担う道路の整備 (補助139号)				未実施	道路未整備のため。	
		18 サイクルアンドバスライド用の自転車駐車場整備 (補274号池いほか)			未実施	自転車駐車場利用意向が低く、駐輪場整備費用をまかなう利用料金収入が見込めない。		
		19 バス停の新設・移設 (入谷、本木ほか)			一部実施済	本木南町整備済		
		20 バス停の新設・移設 (千住)			未実施	はるかぜ8号と同等の運行便数をまかなう運賃収入を望めるが、道路改修が必要。		
		21 バス停の新設・移設 (花畑)			一部実施済	団地入口整備済		

# 現行の足立区総合交通計画の交通施策体系について【その2:実施状況】

区分	項目	施策内容				実施状況		
		①区内全域で実施する施策 (23施策)	②個別地域等で実施する施策(53施策)			分類	コメント	
			短期(概ね5年)※P4参照	中期(概ね10年)※P5参照	長期(概ね20年)※P6参照			
(1) 公共交通 施策	ウ 快適な公共交通環境整備	e 低床化バスの導入				実施済		
		f バス近接情報の提供				実施検討中	はるかぜ6号北千住西口で試験的導入を検討中。	
	エ 既存路線バスの利用促進	g 走行環境の整備				未実施	今後、導入の可能性を調査・研究していく	
		h バス停の環境整備				実施継続中	平成28年度現在、ベンチ16/131基、点字ブロック45/249箇所、上屋15箇所 整備した。	
オ 観光地等の移動支援		22 観光地等へのバス路線配置(千住)				未実施	バス事業者に声掛けするも需要面等で厳しい状況	
		23 観光地等へのバス路線配置(千住)				実施済	空港連絡バス	
(2) 自転車交通 施策	カ 自転車走行環境の充実	i 自転車走行環境整備				実施継続中	区内25.16km/1048kmを整備した。	
			24 自転車走行空間の整備促進(千住)			実施済		
			25 自転車走行空間の整備促進(西新井)			実施済		
			26 自転車走行空間の整備促進(竹の塚)			実施済		
			40 自転車走行空間の整備促進(赤山街道)			未実施	短期施策実施後に検討	
			41 自転車走行空間の整備促進(区画14号)			未実施	現在、道路整備中。	
	キ 安全な自動車運転の徹底	j 交通安全教室の継続					実施継続中	学校や住区センターで交通安全教室を継続して実施。
				27 区営自転車駐車場の改修(綾瀬)			実施済	
ク 自転車駐車場の整備		28 区営自転車駐車場の整備(日合ライナー沿線)				実施済		
		29 区営自転車駐車場の整備(西新井)				実施済		
			42 区営自転車駐車場の整備(竹の塚)			未実施	短期施策実施後に検討	
(3) 交通結節点 施策	ケ 駅及び駅周辺のバリアフリー化の促進	k 違法駐輪対策の継続				実施継続中	民駐、竹ノ塚、五反野、谷在家駐輪場における2時間無料の拡充。撤去日以外の啓発活動。	
		l 区営自転車駐車場の適正な運営				実施継続中	需要に応じた定期・一時利用の見直し、および2段ラック等の駐輪場の改良。	
		m 歩行者等の回遊性の整備				実施継続中	竹ノ塚駅付近連続立体化交差事業等、まちの分断の解消を図っている。	
	コ 円滑な乗継の実現	n 駅におけるバス系統案内の充実					一部実施済	綾瀬駅や西新井大師西駅に案内サインを設置。
			30 駅前交通広場の整備(北千住東口、五反野)				一部実施済	北千住駅東口整備済
			31 駅前交通広場の整備(千住大橋、西新井西口)				一部実施済	千住大橋駅整備済
				31 駅前交通広場の整備(竹の塚)			未実施	現在、道路整備中。
				53 駅前交通広場の整備(綾瀬)	未実施	短期・中期施策実施後に検討		
サ 物流貨物車の適正な荷捌きの実現	o 荷捌き駐車場の確保				実施継続中	北千住駅西側地区を駐車場整備地区に都市計画決定した。		
(4) TDM施策等	シ 不要不急な自動車利用の抑制	p ノーマイカーデーの実施				実施継続中	イベント等に合わせて、教室や情報発信など普及啓発活動を実施	
		q パークアンドライドの検討				実施継続中	イベント等に合わせて、教室や情報発信など普及啓発活動を実施	
		r 企業保有者の持ち帰り自粛				実施継続中	イベント等に合わせて、教室や情報発信など普及啓発活動を実施	
		s 自転車の利用促進				実施継続中	イベント等に合わせて、教室や情報発信など普及啓発活動を実施	
	ス 運輸部門での環境に対する意識醸成	t 効率的な自動車利用の推進				実施継続中	イベント等に合わせて、教室や情報発信など普及啓発活動を実施	
		u エコドライブの普及				実施継続中	イベント等に合わせて、教室や情報発信など普及啓発活動を実施	
	セ 環境対応車への転換	v 環境に優しい有車への導入				実施継続中	電気自動車を3台導入した。	
		m エコステーションの整備促進				未実施	導入コスト面等、実施困難な状況。	
4施策	14施策	23 施策のうち、 実施済 : 1 一部実施済 : 1 実施継続中 : 17 実施検討中 : 2 未実施 : 2	28 施策のうち、 実施済 : 14 一部実施済 : 4 実施継続中 : 0 実施検討中 : 0 未実施 : 10	12 施策のうち、 実施済 : 0 一部実施済 : 0 実施継続中 : 0 実施検討中 : 0 未実施 : 12	13 施策(施策1、2、17含む)のうち、 実施済 : 0 一部実施済 : 0 実施継続中 : 2 実施検討中 : 0 未実施 : 11	全53 施策のうち、 実施済 : 14 一部実施済 : 4 実施継続中 : 2 実施検討中 : 0 未実施 : 33		



個別地域等で実施する施策の実施状況図 短期（概ね5年） 【28施策】



施策種別	実施済	番号	一部実施済	番号	未実施	番号	計
公共交通施策	3,4,9,10,11,13,16,23		19,21		5,6,7,8,12,14,15,18,20,22		20 施策
自転車交通施策	24,25,26,27,28,29		-		-		6 施策
交通結節点施策	-		30,31		-		2 施策
計	14 施策		4 施策		10 施策		28 施策

凡 例	
公共交通	H2O残存地域
空白地域	解消地域
鉄道	路線(現状)
	路線(将来)
	鉄道路
	バス
	バス停
	施工
	計画
	路線(現状)
	路線(将来)
	バス停

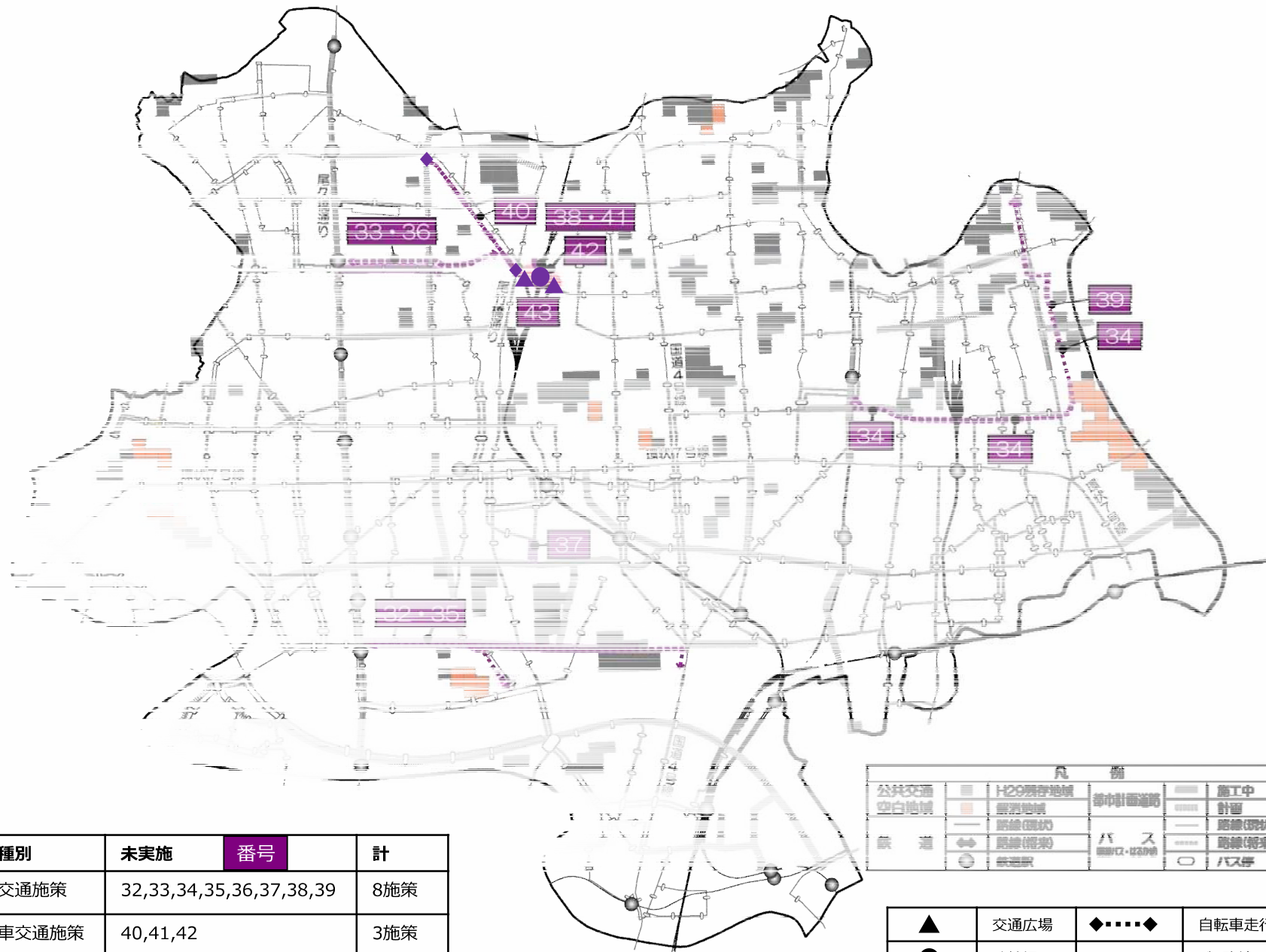
▲	交通広場	◆◆◆◆	自転車走行環境
●	駐輪場	←◆◆◆	バス路線
—	道路	■	バス停

【公共交通空白地域の定義】

バス停留所から道路距離300m以上で、かつ、鉄道路駅から道路距離1,000m以上の区域 4



個別地域等で実施する施策の実施状況図 中期（概ね10年） 【12施策】



施策種別	未実施	番号	計
公共交通施策	32,33,34,35,36,37,38,39		8施策
自転車交通施策	40,41,42		3施策
交通結節点施策	43		1施策
計			12施策

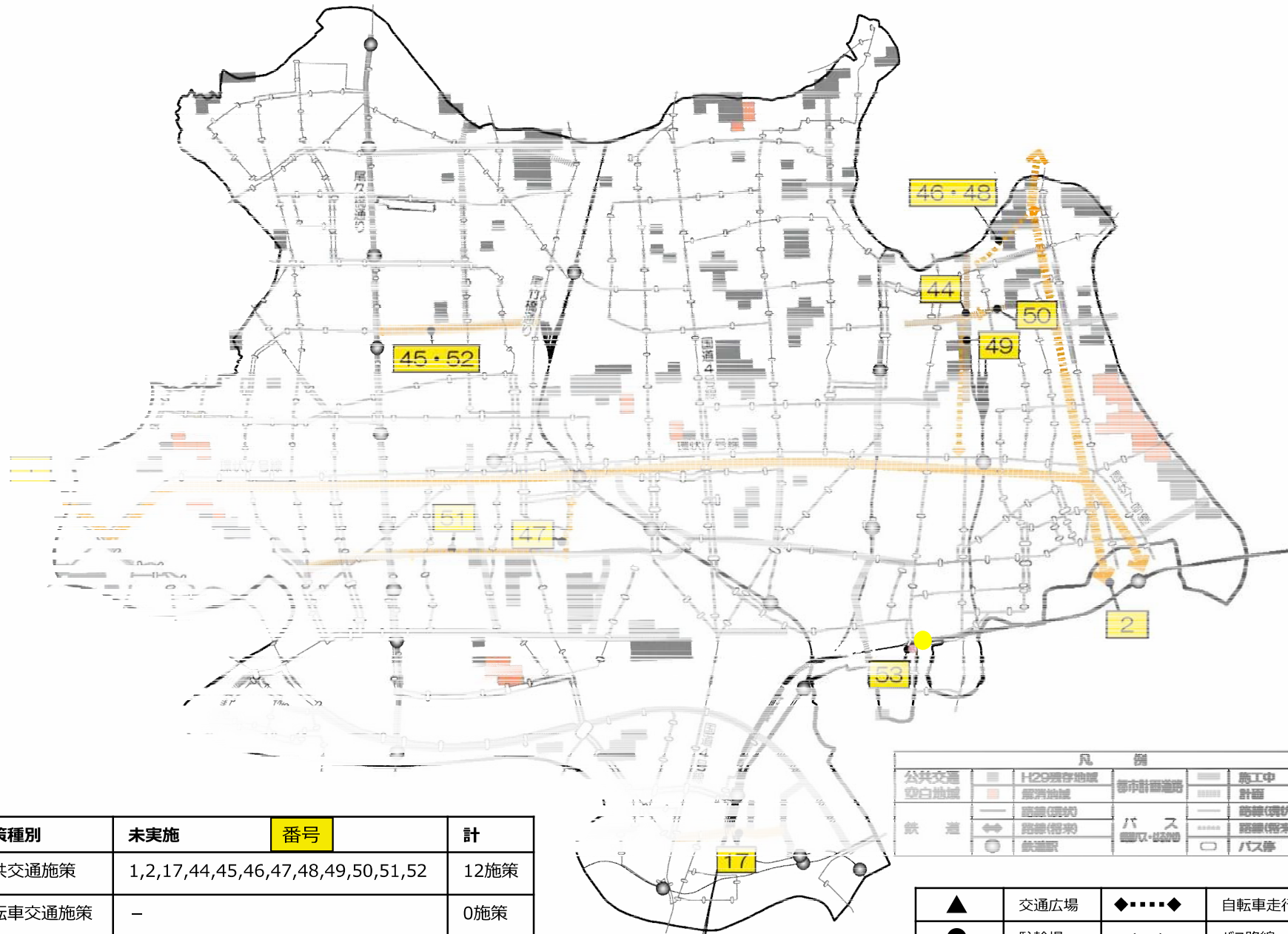
凡 例			
公共交通	H20整備地域	都市計画道路	施工中
空白地域	業務地域	路線(現状)	計画
鉄 道	路線(将来)	バス	路線(現状)
	路線(将来)	バス(2・3系統)	路線(将来)
	鉄道駅		バス停

▲	交通広場	◆◆◆◆	自転車走行環境
●	駐輪場	←◆◆◆→	バス路線
—	道路	■	バス停

【公共交通空白地域の定義】

バス停留所から道路距離300m以上で、かつ、鉄道駅から道路距離1,000m以上の区域

個別地域等で実施する施策の実施状況図 長期（概ね20年） 【13施策】



施策種別	未実施	番号	計
公共交通施策	1,2,17,44,45,46,47,48,49,50,51,52		12施策
自転車交通施策	-		0施策
交通結節点施策	53		1施策
計			13施策

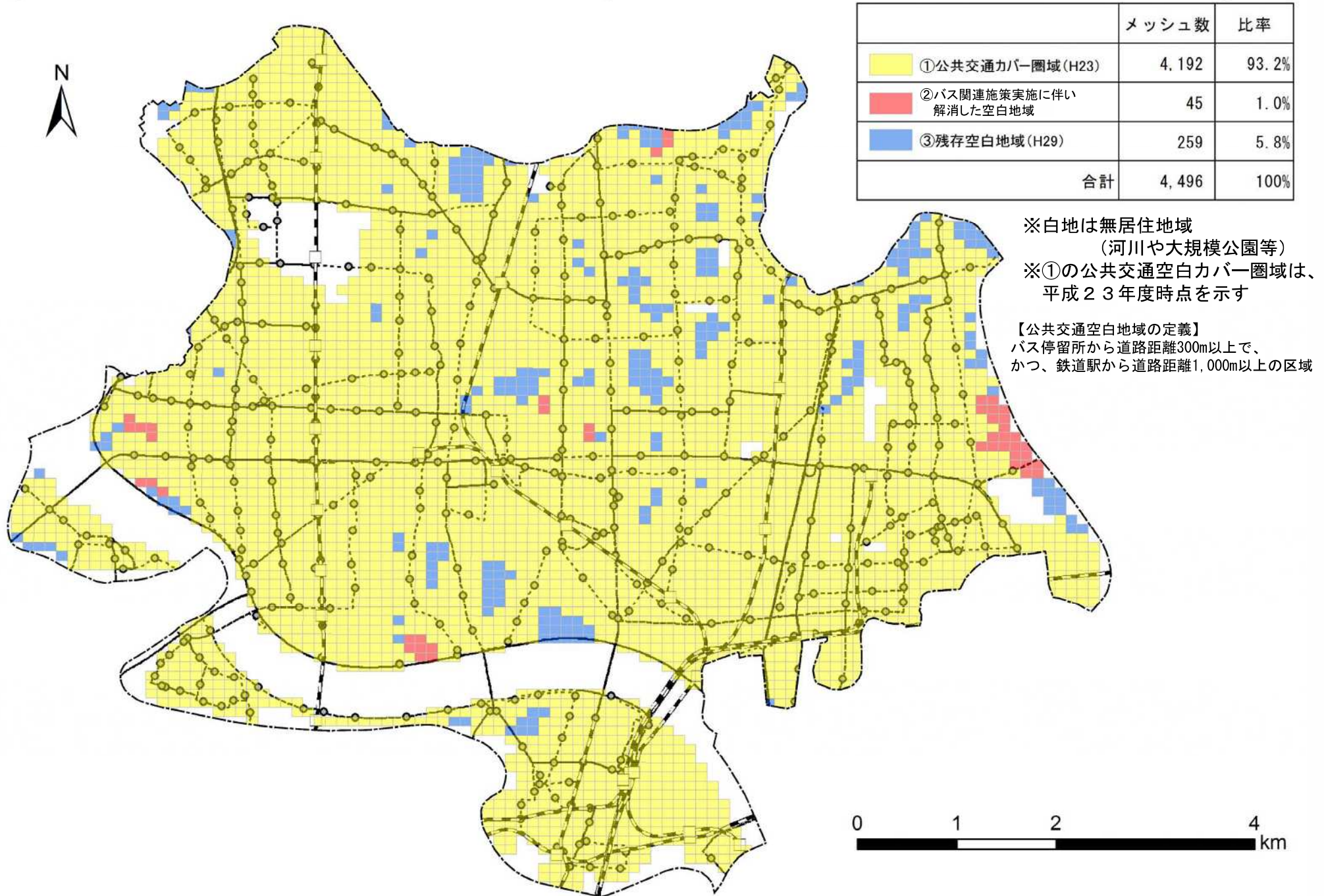
【公共交通空白地域の定義】  
 バス停留所から道路距離300m以上で、かつ、鉄道駅から道路距離1,000m以上の区域

凡 例			
公共交通	■ H20暫存地域	● 都市計画道路	■ 施工中
空白地域	■ 駅前地域	● 道路(現状)	■ 計画
鉄 道	● 道路(現状)	● 道路(将来)	● 路線(現状)
	● 鉄道駅	● 道路(将来)	● 路線(将来)
		● バス	○ バス停

▲	交通広場	◆◆◆◆	自転車走行環境
●	駐輪場	←◆◆◆→	バス路線
—	道路	■	バス停



# 公共交通空白地域の推移





# 現行計画の実施状況及び検証結果概要【昨年度までの検討成果】

## 1. 現行計画の実施状況

### (1) 区内全域で実施する施策

#### 『実施状況』

- 23施策
- ①実施済 : 1施策(低床バス)
  - ②一部実施済: 1施策(案内サイン)
  - ③実施継続中: 17施策(TDM、交通安全、鉄道、都計道、バス等環境等)
  - ④実施検討中: 2施策(デマンドバス等)
  - ⑤未実施 : 2施策(ロケーション、歩行環境PTS)

・具体的な目標値は無い。  
・既存事業を継続して実施していく内容の施策が多い

### (2) 個別地域で実施する施策

#### 『実施状況』

短期(概ね5年)	中期(概ね10年)	長期(概ね20年)
18/28施策 ※一部実施含む	0/12施策	0/13施策

・未実施施策10施策は、バス関連施策  
・交通空白地域が、93.2%⇒94.3%  
(目標値)  
短期:96%、中期:96.6%、長期:97.9%

## 2. バス業界の状況

■バス関連施策の停滞理由を検討するために、バス業界の状況を調査した

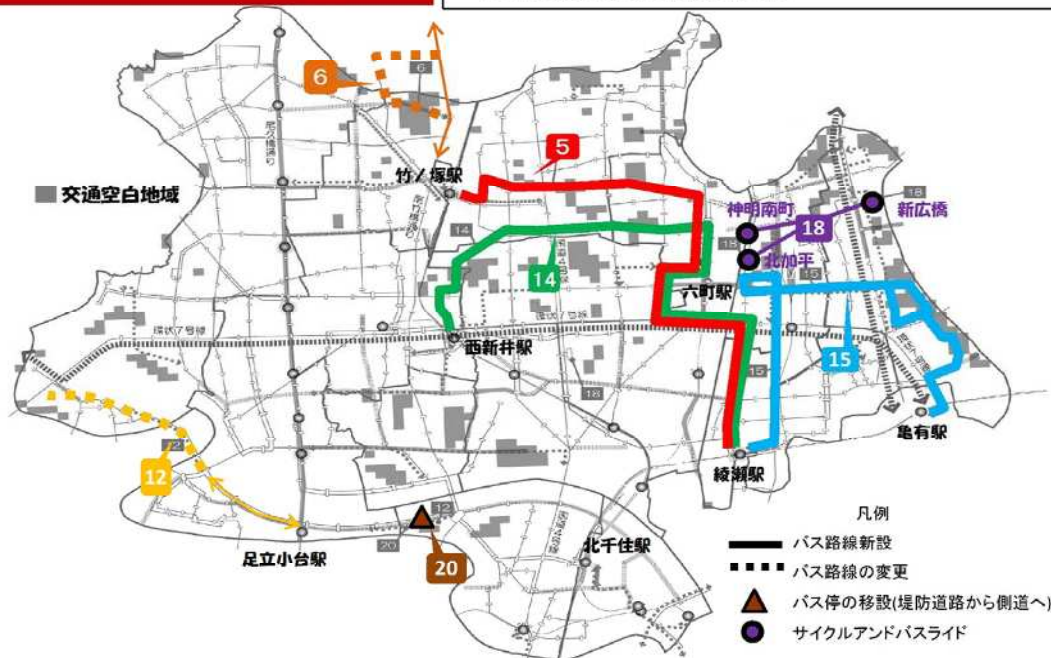
### (1) バス業界の現状

- ①運転手減少: -9.9%(H23/H28比) (運転免許統計:第2種大型免許保有者数:全国)
- ②運転手の高齢化: +4.2%(H23/H28比) (①と同様) 65歳~69歳が多い
- ③収支: -13.24円/km(H27) (京浜地区\_実車走行キロ当たりの収支(収入-原価))
- ④労働時間長大: +31時間/月(H28\_全産業比) (賃金構造基本統計調査:全国)
- ⑤所得: -6万円/年(H28\_全産業比) (④と同様)
- ⑥はるかぜ運行本数減少: -39本(H23/H29比) H29:416本

## 3. 短期施策の検証

### (1) 未実施施策の検証箇所

■短期未実施10施策の内、7施策(バス路線の新設、ルート変更等)について、区民アンケート調査結果から需要予測を行い施策実現の検証を行った



### (2) 未実施施策の検証結果

- ①バス路線新設等に係る経費を確保する需要が見込めない  
「主な要因」
  - ・交通空白地域を解消を考慮した路線計画のため、運行距離が長大である。(施策5,14, 15:約8km)
  - ・利用対象となる交通空白地域人口が少ない(施策5, 6, 15, 20)
  - ・70歳以上の利用希望者が多い(シルバーバスによる運賃収入減:施策12は、約28%)
  - ・近傍に別路線が存在する。(施策5, 14, 15)
- ②バスルート確保のため、道路改良等が必要であり、初期投資が必要(施策6, 20)
- ③サイクルアンドバスライド利用想定者数は、106人/日(3箇所)。(駅周辺の定期利用圏域でもある)

## 今後の検討ポイント（案）

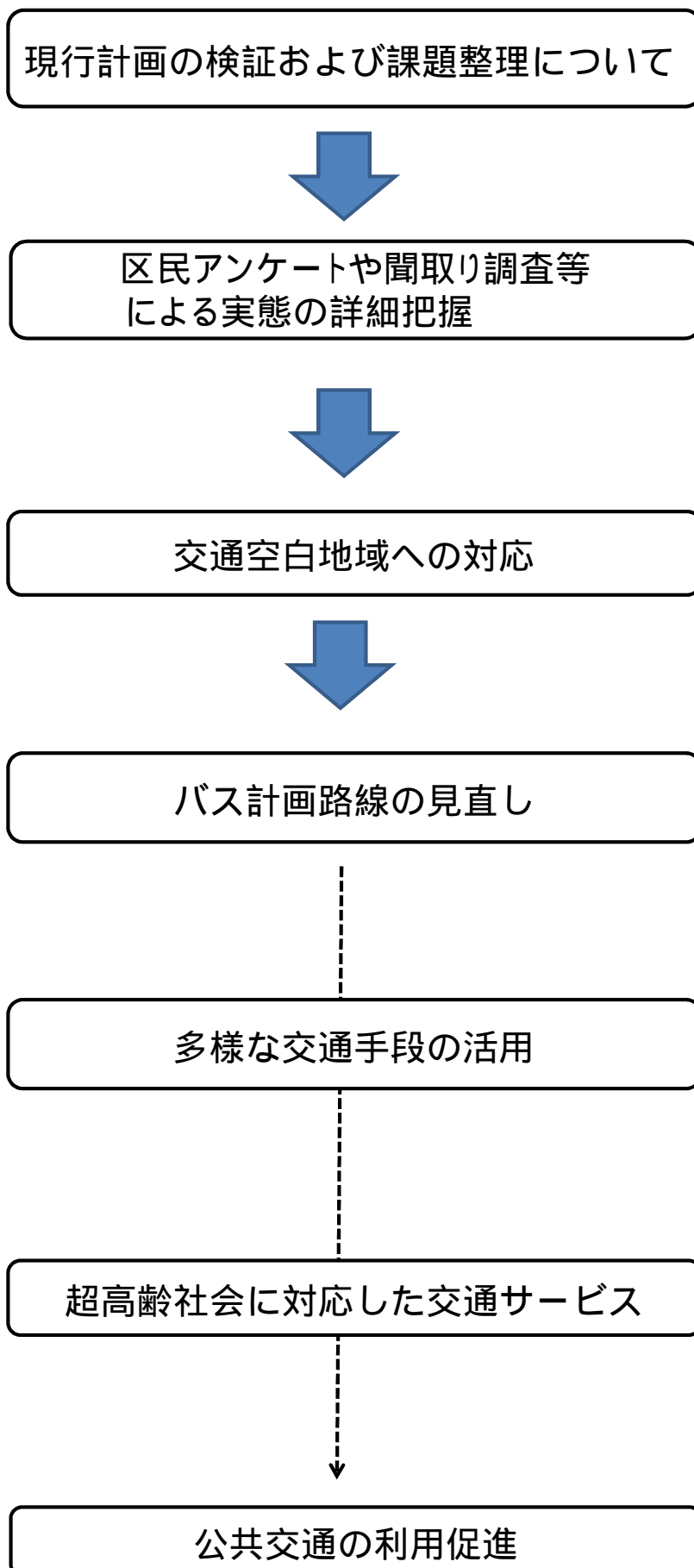
計画改定にあたっては、少子高齢化など社会情勢の変化や、基本構想、基本計画等の上位計画の見直しを踏まえ、将来にわたって誰もが利用しやすく、持続可能な交通のあり方の検討が必要となる。

部会における現時点での検討ポイント（案）は以下のとおりとする。

- ・ 現行計画の検証および課題整理について  
施策実施状況や計画策定以降に生じた社会情勢の変化等を踏まえ、現行計画の課題を整理し、計画改定で考慮すべき事項を洗い出す必要がある。
- ・ 交通空白地域への対応について  
交通空白地域居住者の不便実態を詳細に把握した上で、交通空白地域に対する取組みの検討が必要である。
- ・ バス計画路線の見直しについて  
現行計画の課題や交通空白地域への対応を踏まえ、実現性の高いバス路線への見直し等が必要である。
- ・ 多様な交通手段の活用について  
自転車やタクシーなどバス交通以外の交通手段について、積極的な活用策の検討が必要である。
- ・ 超高齢社会に対応した交通サービスについて  
高齢者や障がい者など移動に制約がある人に対し、安全かつ快適に利用できる交通サービスの検討が必要である。
- ・ 公共交通の利用促進について  
既存バス路線等の公共交通サービスの維持や環境への負荷軽減を推進するため、公共交通の利用促進を図る必要がある。

# 計画改定の検討の進め方（案）

資料6



事業者部会、利用者部会それぞれで検討



## 計画改定のスケジュール（案）

資料 7

	日付	会議名	主な検討内容
平成29年度	11月13日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画改定の目的</li> <li>・計画改定スケジュール</li> <li>・各会の検討内容</li> <li>・既存計画の内容及び実施状況 等</li> </ul>
	1月頃	第1回事業者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の検証及び課題整理について</li> <li>・交通空白地域への対応について 等</li> </ul>
	1月頃	第1回利用者部会	
	3月頃	第2回事業者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民アンケート結果報告</li> <li>・バス計画路線の見直しについて</li> <li>・多様な交通手段の活用について</li> <li>・超高齢社会に対応した交通サービスについて 等</li> </ul>
	3月頃	第2回利用者部会	
平成30年度	4月頃	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者部会、利用者部会での検討事項の報告 等</li> </ul>
	5月頃	第3回事業者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定の方向性案</li> <li>・公共交通の利用促進について 等</li> </ul>
	6月頃	第3回利用者部会	
	7月頃	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定計画の基本方針、目標</li> </ul>
	8月頃	第4回事業者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針、目標に基づく施策案</li> </ul>
	9月頃	第4回利用者部会	
	11月頃	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針、目標に基づく施策</li> </ul>
	12月頃	第5回事業者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通施策の目標値(指標)</li> </ul>
	1月頃	第5回利用者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通以外の施策の目標値(指標)</li> </ul>
	2月頃	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策実施計画</li> <li>・施策の評価体制、評価手法</li> </ul>
	3月頃	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案の確定(答申)</li> </ul>

調整部会は、適宜開催し専門的見地からの助言や各部会の意見整理を行う。  
 庁内検討会は、適宜開催し協議会に報告。検討内容は所管計画との整合、所管で抱える交通の課題及び対応策等とする。